



仙台ハーベストビレッジ

に関する変更協定書

(第2回変更)



仙台ハーベストビレッジに関する変更協定書（第2回変更）

仙台市（以下「甲」という。）と株式会社 TASCI（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、平成 31 年 3 月 19 日に締結した 仙台ハーベストビレッジ に関する協定書（以下「協定」という。）のうち、事業計画を変更（第 3 回変更）することについて、甲と乙の間で、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年 2 月 12 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市

代表者 市長 郡 和 子



乙 仙台市太白区諏訪町 1-7

株式会社 TASCI

代表取締役 椎名 晃之



